

令和8年度（2026年度）世界に向けた水俣病関連情報発信業務委託

基本仕様書

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）世界に向けた水俣病関連情報発信業務

2 事業の目的

平成22年の水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針で定められている国際協力の推進及び平成25年（2013年）に熊本県で開催された水俣条約外交会議の成果を踏まえ、水俣病に関する海外での情報発信を通じて、水俣病についての正しい情報や教訓の国際的な理解を図ること及び各国政府の水俣条約の実施を促進することを目的とする。

3 委託する業務の内容

(1) インドにおける情報発信の実施

- ① 令和8年（2026年）10月にインドのハイデラバードで開催される「地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議（以下、「ICMGP」という。）」において、参加する各国の研究者等に対し、水俣病についての正しい情報や教訓の理解を図ること及び各国政府の水俣条約の批准と実施を促すことを目的とした効果的な情報発信を行う。

費用等詳細はICMGPのホームページを参照すること。

<https://icmgp2026india.com/>

併せて、ICMGPの会場となるインド工科大学ハイデラバード校で実施する講話等の運営を行う。

(ア) ICMGPにおける情報発信の実施及び実施に係る連絡調整、各種準備

- ・ ICMGPにおける展示ブース（1区画）の運営全般
- ・ DVDの上映やパネル等を活用した効果的な情報発信
- ・ ICMGPにおける展示ブースで活用するパネルの作成（翻訳）やパネル及び配布資料の現地への配送手配

※ ブースの設営や展示内容については県や関係者と協議して決定すること。

(イ) ICMGP内（ワークショップ）で行われる語り部講話等の連絡調整

- ・ 現在県においてICMGP事務局と調整中のワークショップにおける講話等を円滑に実施するための連絡調整

(ウ) ICMGP事務局とインド工科大学ハイデラバード校との連絡・調整

- ・ ICMGPにおける情報発信に係るICMGP事務局との調整
- ・ インド工科大学ハイデラバード校における情報発信に係る大学との調整

(エ) 上記（ア）～（ウ）に伴う経費及び参加登録料の支払い及び関係者との連絡・

調整

- ② 移動車両、通信機器及び現地語通訳の手配（支払いを含む）、関係者の渡航手続きの総括（支払い除く）
- ・ ハイデラバード及びハイデラバード近郊における講師（1名想定）、通訳（1名想定）、県職員（3名想定）、水銀留学生等関係者（5名程度想定）の移動車両を確保すること。
 - ・ 現地での職員間の連絡等のため、現地で使用可能な携帯電話3台を準備すること。
 - ・ 同行職員が日本とメールを通じた連絡がとれるよう、WI-FI ルーターを準備すること。
 - ・ 現地での円滑な業務実施及び緊急時の対応のため、現地語通訳を手配すること。
 - ・ 県職員を含む関係者の渡航手続きに必要な航空便手配等を含む渡航手続きの総括を行うこと。

③ 事業記録の作成

インドにおける情報発信事業について、主に写真を中心とした実施記録を20部作成すること。

※体裁等の詳細については、別途指示する。

4 会議等開催期間（予定）

令和8年（2026年）10月4日（日）から

令和8年（2026年）10月9日（金）まで

5 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）12月18日（金）まで

6 著作権

本業務により作成した成果品の著作権は、熊本県に帰属するものとする。

7 その他

- (1) 受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

また、特に個人情報に関わる情報の取扱いについては、常時、委託者の指示に基づくものとする。

- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、熊本県と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を定期的に熊本県に報告するものとする。

- (3) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、熊本県と協議のうえ、熊本県の指示に従う。

(4) 熊本県は、本業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料の情報等の提供について、できる限り協力する。